3

（略）

ハ　温度二十度における粘度が五十ミリパスカル秒以上である物質又は融点が温度零度以上である物質であること。	

備考　この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

Ｖ　貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値

ｒ　貨物艙一艙当たりのＹ類物質等又はＺ類物質等の残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Ｖが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつては〇・〇四とし、Ｖが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあつては当該算式により算定した量とし、Ｖが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあつては〇・一とする。

$r = 15 r^{0.8} + 5 r^{0.7} \times V \times 10^{-3}$

ロ　洗浄機を次の表の上欄に掲げる物質の区分及び同表の中欄に掲げる取卸しを行う海域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるサイクル数以上作動させること。

物質の区分	取卸しを行う海域	サイクル数
一　凝固性物質であるもの	全ての海域	一
二　非凝固性物質であるもの（次の項に掲げるものを除く。）	全ての海域	二分の一
三　特定残留性浮遊物質であるもの	北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー海域以外の海域	二分の一
	北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー海域	一

3

（略）

ロ　洗浄機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げるサイクル数以上作動させること。

(1)　凝固性物質であるもの　一

(2)　非凝固性物質であるもの　二分の一